

令和元年10月3日

村上市長 高橋 邦 芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年9月18日付け、村総第276号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

神林学童保育所

2 指定管理者の候補者

村上市九日市501番地

NPO法人希楽々

理事長 渡邊 優子

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、選定委員会で定めた「指定管理者の候補者選定における基本方針」に基づき、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第1項に規定する基準等により、当該団体から提出された申請書及び提案説明等を選定委員会で検証し、指定管理者の候補者を選定しました。

4 指定管理者選定委員会の意見

申請団体がこれまで指定管理者としての実績も良好であると判断するとともに、この度の更新に当たり団体及び指定申請書等の内容について了承します。

なお、指定管理者として指定された後には、神林地区の小学校統合による送迎業務等の変更がスムーズに移行できるように保護者や学校と連携し、きめ細やかな対応に努めてください。

令和元年10月3日

村上市長 高橋 邦 芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年8月6日付け、村総第208号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問の
あったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

大津クロッカス農村公園

2 指定管理者の候補者

村上市大津147番地

大津区

区長 渡辺 雅雄

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、選定委員会で定めた「指定管理者の候補者選定における基本方針」に基づき、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第1項に規定する基準等により、当該団体から提出された申請書及び提案説明等を選定委員会で検証し、指定管理者の候補者を選定しました。

4 指定管理者選定委員会の意見

この度の指定に当たり団体及び指定申請書等の内容について了承します。

なお、指定管理者として指定された後には、適切な管理に努め、有効に活用してください。

令和元年10月3日

村上市長 高橋 邦 芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年9月18日付け、村総第276号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

神林いこいの家

2 指定管理者の候補者

村上市南町二丁目4番25号

村上市レクリエーション協会

会長 内山 忠男

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、選定委員会で定めた「指定管理者の候補者選定における基本方針」に基づき、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第1項に規定する基準等により、当該団体から提出された申請書及び提案説明等を選定委員会で検証し、指定管理者の候補者を選定しました。

4 指定管理者選定委員会の意見

申請団体がこれまで指定管理者としての実績も良好であると判断するとともに、この度の更新に当たり団体及び指定申請書等の内容について了承します。

なお、指定管理者として指定された後には、住民の健康増進及び教養の向上と生きがいの場として、引き続き利用者が満足されるサービスの提供に努めていただきたい。

令和元年10月3日

村上市長 高橋 邦 芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年9月18日付け、村総第276号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問の
あったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

村上市コミュニティデイホーム

2 指定管理者の候補者

村上市南町二丁目4番25号

村上市レクリエーション協会

会長 内山 忠男

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、選定委員会で定めた「指定管理者の候補者選定における基本方針」に基づき、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第1項に規定する基準等により、当該団体から提出された申請書及び提案説明等を選定委員会で検証し、指定管理者の候補者を選定しました。

4 指定管理者選定委員会の意見

申請団体がこれまで指定管理者としての実績も良好であると判断するとともに、この度の更新に当たり団体及び指定申請書等の内容について了承します。

なお、指定管理者として指定された後には、住民の健康増進及び教養の向上と生きがいくりの場として、引き続き利用者が満足されるサービスの提供に努めていただきたい。